

草加市高年者福祉センター
指定管理者募集要領

令和4年（2022年）8月
草加市

草加市高年者福祉センターふれあいの里指定管理者募集要領

草加市高年者福祉センターふれあいの里（以下「センター」という。）の設置趣旨に沿った管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び草加市高年者福祉センター設置及び管理条例（平成17年条例第6号）第13条の規定に基づき、本施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名 称 草加市高年者福祉 センターふれあいの里

(2) 所 在 地 草加市新里町106番地6

(3) 施設内容

ア 設置年月日 平成17年（2005年）9月26日

イ 敷地面積 2,707.38㎡

ウ 延床面積 2,457.72㎡

エ 構造等 鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）造 地上3階建て

1階 事務室、交流広場、情報交換コーナー、多目的室、機能訓練室、医務室、健康相談室、生活相談室、ボランティア控室、休養室、コピー・印刷室、更衣室、風除室、防災備蓄倉庫、倉庫、ゴミ置き場、トイレ、多目的トイレ（介助シート付）

2階 工芸室、準備室、音楽室、研修室、図書コーナー、和室、板の間、調理実習室、倉庫、トイレ、多目的トイレ（介助シート付）

3階 浴室、脱衣室、受付・監視室、大集会室、板の間、小集会室、舞台、AV操作室、屋上庭園、ろ過滅菌室、トイレ、多目的トイレ

オ 配置図及び平面図 別添図面のとおり

(4) 利用実績

年度	年間延べ利用人数
令和元年度（2019年度）	141,238人
令和2年度（2020年度）	12,875人
令和3年度（2021年度）	33,677人

※緊急事態宣言に伴う施設休館 令和2年（2020年）3月2日から6月30日まで

令和3年（2021年）1月25日から3月21日まで

※浴場の利用休止 令和2年（2020年）12月9日～（設備故障のため、現在も休止中）

※大集会室のカラオケ利用休止 令和2年（2020年）12月9日から令和3年（2021年）10月24日まで

2 指定の予定期間

指定期間：5年間

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 生活、健康等の各種相談に関すること

(2) 高年者の健康増進及び教養の向上、レクリエーションに関すること

(3) 世代間交流に関すること

- (4) センターの施設及び設備の提供に関すること
- (5) 送迎バスの運行等に関すること
- (6) センターの利用の許可及び許可の取消しに関すること
- (7) センターの利用料の徴収に関すること
- (8) センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- (9) 管理運営に関し、市が必要とする報告書等の作成に関すること
- (10) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること

※ 詳細については、別添仕様書を参照してください。

※ 入浴サービスについては、現在浴室の故障等によりサービス提供を休止中。

浴室を修繕して入浴サービスを再開するか、別の用途へ変換する改修を行うか検討中のため、方針決定次第、改めて協議を行うものとします。

4 応募資格

応募資格は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑にセンターを管理運営できること。
- (2) 令和4年（2022年）4月1日現在、主たる事務所の所在地が草加市内にあり、センターからの応援要請に迅速に対応することが可能な位置にあること。
- (3) 過去に類似した業務（利用者へのサービス供与を含めた施設管理業務）に関する運営実績又はこれに類する施設の管理運営の実績を持つこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するもの（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (5) 本市から指名停止又は指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続を受けていないこと。
- (7) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合、取消しを受けてから5年を経過していること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）でないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じです。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」といいます。）の統制の下にないこと。
- (10) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいいます。）が暴力団の構成員等でないこと。
- (11) 最近3年間市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (12) 草加市の地域福祉及び高年者福祉の現状に対して深い理解があり、近隣との友好的な関係において、地域福祉の向上に配慮し、地域に開かれた運営ができること。

5 選考審査対象からの除外

次の条件に該当した場合は、選考審査の対象から除外します。

- (1) 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

- (4) 提出書類等の申請期間内に申請書類が提出されなかった場合
- (5) その他不正行為があった場合

6 募集要領の配布

- (1) 配布期間 令和4年（2022年）8月10日（水）から8月16日（火）まで
- (2) 配布場所 草加市役所長寿支援課（第2庁舎2階）
〒340-0016 草加市中央一丁目1番8号
- (3) 配布方法 長寿支援課窓口での手渡し（土日祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで）
又は草加市ホームページからのダウンロード

7 募集要領等に関する質問の受付及び回答

令和4年（2022年）8月16日（火）までに所定の質問書により持参、郵送、FAX又は電子メールで質問してください。電話での問合せには応じられませんのでご了承ください。

回答は、8月19日（金）までにFAXで送信します。質問内容が応募者独自の件に関わると草加市が判断したものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外については、応募者全員に回答します。

8 提出書類

- (1) 草加市高齢者福祉センター指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 草加市高齢者福祉センター指定管理事業計画書（様式2）
- (3) 草加市高齢者福祉センター管理業務収支予算書（様式3）
令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）まで（5年間）
- (4) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 当該法人の登記事項証明書
- (6) 法人の設立趣旨、経営理念、事業内容、組織図等法人の概要等に関する書類（会社案内、パンフレットでも可）
- (7) 令和4年度（2022年度）収支予算書及び事業計画書
- (8) 令和3年度（2021年度）収支決算書及び事業報告書
- (9) 令和3年度（2021年度）財産目録及び貸借対照表
- (10) 令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）までの法人市民税等の納税証明書（未納がないことの証明書）
- (11) 申請団体代表者・役員等の氏名及び略歴
- (12) 指定管理者申請者代表者・役員名簿（様式4）
- (13) 職員配置計画書（様式5）
- (14) 応募法人等に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理実績表（様式6）

9 提出部数等

- (1) 各12部（原本1部 その他は複写で可）
- (2) 提出された書類一式は、返却しません。
- (3) 草加市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 申請受付期間

- (1) 日程：令和4年（2022年）8月19日（金）から8月29日（月）まで（土日祝日を除く）
- (2) 時間：午前8時30分から午後5時まで

1.1 提出場所

- (1) 草加市役所長寿支援課（草加市役所第2庁舎2階）
草加市中央一丁目1番8号 電話048-922-1342
- (2) 書類の確認を行いますので、提出の際は事前に電話連絡の上、ご来庁ください。なお、郵送での受付はしませんのでご了承ください。

1.2 収支予算書の作成に当たって

草加市高年者福祉センター管理業務収支予算書[令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）（5年間）]（様式3）の作成に当たっては、修繕費及び備品購入費については、指定管理者決定後、市と協議して金額を設定するため、当該費用を含めずに作成してください。

1.3 留意事項

- (1) 本市が必要と認める場合は、申請者が運営する施設の実地調査を行うことがあります。
- (2) 応募書類は、団体の内部情報を除き、情報公開の対象となります。
- (3) 応募書類等に係る経費はすべて応募者の負担とします。
- (4) 本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用したり、内容を提示することを禁じます。
- (5) 応募者が、指定管理者候補の選考に関して選考委員会の委員と接触することを禁じます。選考に当たって接触の事実が認められた場合には、失格とします。

1.4 指定管理者候補の選考

高年者福祉センター指定管理者選考委員会で応募書類及び面接審査（プレゼンテーション）により別に定める審査基準に基づき選考します。面接審査については、開催日時・場所を応募した法人に直接ご連絡しますので、法人の代表者又は代理の方を含む2名以内の出席をお願いします。

なお、面接審査は、法人の説明の後、選考委員会による質問に回答する形で行います。

1.5 選考結果のお知らせ

応募者全てに文書でお知らせします。

1.6 指定管理者の指定等

- (1) 指定管理者候補として選考された団体は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、草加市議会で議決後、正式に指定管理者として指定します。
- (2) 草加市と指定管理者は、センターの指定管理に関する協定を締結します。なお、協定は指定期間を通じての基本協定書、各年度の必要事項に関する年度協定書の2種類を締結します。

1.7 開設準備等

令和5年（2023年）4月1日からの管理運営を円滑に開始するため、おおむね1か月前か

人的配置による引継ぎを行うこととし、その費用は指定管理者の負担とします。

18 その他

センターの管理に当たり、草加市で用意する備品は別添のとおりとなります。

19 問合せ先

草加市健康福祉部長寿支援課長寿推進係 担当 鎌倉

電 話 048-922-1342

F A X 048-922-3279

メールアドレス chojushien@city.soka.saitama.jp